

青森県立特別支援学校教育推進プラン(案)に対する意見募集結果

番号	提出された意見	反映状況	意見に対する県の考え方
1	<p>複数の障害を有する子どもの指導の充実のために、教員の専門性の向上を図るとともに、それぞれの障害を専門又は得意とする教員の配置が必要ではないか。</p>	記述済み	<p>ご意見のとおり、特別支援学校の指導の充実には、それぞれの障害の特性に応じた教員の専門性の向上が不可欠であり、本教育推進プラン「Ⅱ基本方針」に、専門性の高い指導による適切な教育を推進することと記述しています。</p> <p>このため県教育委員会では、平成19年度から2年間、特別支援学校全教員を対象に「複数の障害に対応するための専門研修」を実施するなど、校内外の研修等により、専門性の向上に努めています。</p> <p>また、教員の配置については、児童生徒一人一人の障害に対応できるよう努めており、今後さらに、学校間の連携などを一層進め、複数の障害種別に応じた特別支援教育の充実を図っていきたいと考えています。</p>
2	<p>医療的支援が必要な子が居る学校には、看護師を教員の定数に含めない形で配置していただきたい。</p>	実施段階検討	<p>本教育推進プラン「1現状と課題」の「4肢体不自由を対象とする特別支援学校における教育」に記述しているように、近年、医療的ケアを必要とする児童生徒は、日常的・応急的手当の頻度が多くなるとともに、より専門的な支援を必要とする傾向にあります。</p> <p>このため、県教育委員会では、医療的ケアが必要な児童生徒の学習機会を確保するため、看護師資格のある教員を配置し、日常の教育活動の中で専門的な支援を実施しています。</p> <p>今後、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した専門的な指導や支援を充実するため、医療等関係機関と連携を深めながら、看護師資格のある教員の配置の在り方を含め、医療的ケアの実施体制の整備について、検討していきたいと考えています。</p>
3	<p>あらゆる障害種別を各特別支援学校で受けるのではなく、現在の障害種別による学校を継続していただきたい。</p>	反映困難	<p>本教育推進プラン「Ⅱ基本方針」の「1複数の障害種別に対応した教育の充実」に記述しているように、本教育推進プランでは、学校教育法の一部改正により、盲・聾・養護学校が障害種別を超えた特別支援学校に一本化されたことを受け、児童生徒ができる限り地域の身近な特別支援学校に就学できるようにすることを基本方針としています。</p> <p>具体的には、県内の特別支援学校の配置状況や対応する障害種別を勘案し、特に知的障害と肢体不自由を併せ有する児童生徒への教育的支援の充実のため、西北、上北、下北地区にある特別支援学校について、知的障害と肢体不自由の複数の障害種別に対応した教育の充実を図ることを考えたものですので、御理解願います。</p>

番号	提出された意見	反映状況	意見に対する県の考え方
4	発達障害のある児童生徒が、全員特別支援学校に入学できる体制づくりを検討する必要がある。	反映困難	<p>特別支援学校の就学の対象となる児童生徒については、学校教育法第72条により「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と規定されています。</p> <p>このため、発達障害のある児童生徒が、全員特別支援学校に入学できる体制づくりは、困難であることを御理解願います。</p>
5	知的障害のない発達障害児に対して、高等学校で支援を受けられるようにしていただきたい。	記述済み	<p>本教育推進プラン「Ⅱ基本方針」の「4地域における特別支援教育のセンター的機能の充実」に記述しているように、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援を拡充するため、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を図ることとしています。</p> <p>なお、県教育委員会では、高等学校における特別支援教育の推進のため、これまで研修会の開催やリーフレットの配付など、障害の理解や支援方法等に関する情報提供に努めています。</p> <p>また、平成21年度からは「高校生のための相談等総合推進事業」を実施しており、県内6地区の高等学校6校に、特別支援教育の専門性を有する「総合支援推進員」を配置し、発達障害等によって学習面や生活面に不応を示す高校生への支援体制の整備を図るとともに、高等学校教員等を対象とした研修会を実施しています。</p>
6	発達障害のある幼児児童生徒に対して幼稚園、小・中学校、高校の教員はなぜ対応できないのか。	その他	<p>県教育委員会では、幼稚園、小・中学校、高等学校に在籍する発達障害のある幼児児童生徒に対する支援の充実を図るため、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを学校全体で把握し、必要な援助及び支援を組織的、計画的に進めるよう指導に努めています。</p> <p>また、発達障害のある幼児児童生徒への援助及び支援を行う教員の専門性を高めるため、指導力の向上を図る研修会を実施するとともに、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能を活用し、幼稚園、小・中学校、高等学校からの要請に応じて、引き続き発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への援助及び支援の充実に努めていきたいと考えています。</p>

番号	提出された意見	反映状況	意見に対する県の考え方
7	幼稚園・小・中学校・高等学校に在籍する発達障害の幼児児童生徒のための支援機能を拡充することにより、聴覚障害教育を担当する教員の専門性が確保できなくなるのではないかと懸念される。	記述済み	<p>特別支援学校の指導の充実には、それぞれの障害の特性に応じた教員の専門性の向上が不可欠であり、本教育推進プラン「Ⅱ基本方針」に、専門性の高い指導による適切な教育を推進することと記述しています。</p> <p>また、本教育推進プラン「Ⅲ実施計画」の「1前期実施計画」の「(3)聴覚障害を対象とする特別支援学校による特別支援教育のセンター的機能の充実」に記述しているように、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実には、聴覚障害教育の専門性の活用が欠かせないものです。</p> <p>このため、聴覚障害教育の専門性が確保できるよう、今後も校内外の研修等の充実を図っていきたいと考えています。</p>
8	教育相談を専門に対応する正規職員を増員していただきたい。	実施段階検討	<p>教育相談は、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の中で、重要な取り組みとして位置付けられています。</p> <p>教育相談については、これまでも各学校において、児童生徒一人一人の障害の程度や状況などを十分把握し、当該児童生徒や保護者へのきめ細かな対応に努めているところです。その際、校務分掌等を工夫し、教員に過度の負担が生じないように各学校に指導しています。</p> <p>県教育委員会では、各学校の相談状況等を勘案し、引き続き適切な教職員配置に努めていきたいと考えています。</p>
9	特別支援学級から特別支援学校へ、転入学してくる児童生徒数の増加について、就学指導上の問題点を整理し、検討していく必要があるのではないかと。	その他	<p>全国的に知的障害を対象とする特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にあり、その理由として、障害の特性に対応した専門的な教育を求める保護者が増えたことや特別支援教育への理解が深まったことなどが考えられます。</p> <p>市町村教育委員会が、障害のある児童生徒の就学先を特別支援学校と判断する際には、学校教育法施行令第22条の3で規定されている障害の程度に相当していることを確認し、保護者の意見を聴くとともに、障害のある児童生徒の就学に関する専門知識を有する者で組織する就学指導委員会の答申を受け、決定することとなっています。</p> <p>県教育委員会では、特別支援学校への転入学について、市町村教育委員会と連絡を密にしながら、教育的配慮の下、就学手続を進めていることを、御理解願います。</p>
10	マンモス化、教室不足の解消、肢体不自由児受け入れのための具体案の提示が必要ではないかと。	実施段階検討	<p>本教育推進プランでは、平成23年度からの向こう6年間における特別支援学校の在り方の方向性について示しています。</p> <p>御意見をいただきました個々の具体的な実施内容については、今後、関係する学校の実情等を踏まえながら、対応したいと考えています。</p>

番号	提出された意見	反映状況	意見に対する県の考え方
11	教室不足の現状について、早期に解決できる策を検討していただきたい。	実施段階検討	<p>特別支援学校においては、充実した学習環境で、専門性の高い指導による適切な教育を推進することが重要であると考えています。</p> <p>このため、本教育推進プラン「Ⅲ実施計画」の「1前期実施計画」の「(4)学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実に向けた検討」において、緊急的な対応を要する八戸第二養護学校の適切な学習環境の充実に向けた検討を進めることとしています。</p> <p>また、これまでも、各学校の児童生徒の在籍状況や教育活動の実施状況に応じて、その都度、学習環境の改善に取り組んできたところであり、今後も実情等を踏まえながら対応していきたいと考えています。</p>
12	入学者の増加に伴い、教育環境を改善する必要がある。		
13	「聾学校」の名称を存続していただきたい。	実施段階検討	<p>学校教育法の一部改正において特別支援学校を制度化した趣旨の中で、現に設置されている盲学校、聾学校又は養護学校を特定の障害種別に対応した教育を専ら行う特別支援学校とする場合には、「盲学校」、「聾学校」又は「養護学校」の名称を用いることも可能であることが述べられています。</p> <p>学校の名称については、本教育推進プランでの検討事項となっておりますが、全国の状況等も踏まえながら、適切に対応していきたいと考えています。</p>
14	現在の学校の名称を継続していただきたい。		
15	肢体不自由児の教育を保障するため、医療機関存続をお願いしたい。	その他	<p>本教育推進プランにおいては、医療等関係機関との連携を深め、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した専門的な指導や支援を充実することとしています。</p> <p>今後、特別支援学校に隣接する医療療育センター等の動向を見極めながら、教育の質が低下しないよう関係機関と連携していきたいと考えています。</p>